

商品概要説明書

2023年12月1日現在

商品名：しましんカーライフプラン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>①年齢が満18歳以上の個人（個人事業主含む）の方</p> <p>②安定継続した収入のある方</p> <p>③日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>④保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証を得られる方</p> <p>【就職内定者の特例】</p> <p>学生等の就職内定者は本来保証対象外ですが、就職先が内定していて、上記③、④に加え、以下の条件を全て満たす場合に限り利用可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢が満18歳以上30歳未満である ○就職内定先が発行する内定を証明する書類を徴求できる ○お借入金額が200万円以内である
ご住所・勤務先	<p>島根県全域および鳥取県米子市（旧淀江町を除く）、境港市のいずれかに住所またはお勤め先のある方。</p>
お使いみち	<p>申込人または申込人の家族（配偶者・親・子・孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原付含む）自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧申込人が①～⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社（消費者金融業は除く）から借り入れたローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資形式	証書貸付
ご融資金額	1,000万円以内（1万円単位）
お借入期間	<p>3ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）（元金返済据置期間は6ヶ月以内）</p> <p>※【就職内定の特例】を利用する場合、元金返済据置期間は6ヶ月以内または就職月の翌々月となります。</p>
ご返済方法	<p>毎月元利均等返済または毎月元金均等返済</p> <p>※お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ホーナ）返済併用も可</p>
お借入利率	<p>当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>○変動金利型・○固定金利型</p> <p>※変動金利型の場合、適用利率は当金庫の短期貸出最優遇利率（短期プライムレート）を基準に変動し、毎月のご返済額も変更となります。短期プライムレートは、市場金利の変動に伴い見直しされます。</p> <p>※新利率の適用開始日は、短期プライムレート改定の日から30日経過後最初に到来する約定返済日の翌日とします。</p>

商品名：しましんカーライフプラン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、運転免許証(表裏)の写 ※運転免許証を提出いただけない場合は、次のいずれかを提出下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カード（表のみ） ○パスポート ○健康保険証(注) ○顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ○運転経歴証明書（表裏） (注)健康保険証を提出いただく場合は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、住民票抄本や公共料金の領収書の提示等も必要となります。 ・年収確認書類（源泉徴収票、所得証明等） ※保証金額が100万円以下の場合は、年収確認書類は不要です。 ・資金使途確認書類（見積書、注文書、請求書等） ・借換対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類等 ・借換対象ローンの資金使途が本商品に定めるものであったことがわかる書類（返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等）
遅延損害金	年率18.25%
保証料率	保証料はお借入利率に含まれています。
保証人	原則不要。
担保	不要（一般社団法人しんきん保証基金 保証）
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めた、基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・資金は購入先に振込させていただきます。 ・次のいずれかに該当する場合は、カーライフプランの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ○個人間売買による購入費用の場合 ○支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・事業先の場合 ○支払済資金の場合